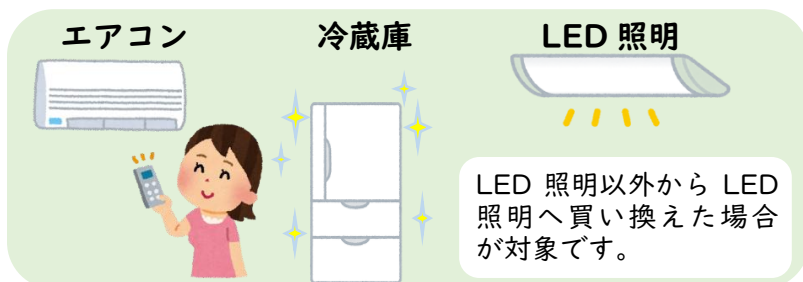


省エネ家電買い換え 促進事業補助金

最大
5万円

対象の家電製品



統一省エネラベル（例）



経済産業省が定める最新の
**省エネ基準達成率が
100%以上のもの
または
多段階評価点（★）が
4.0 以上のもの**

対象者

次の全ての項目に該当する人が対象です。

- ① 市内に住所がある個人
- ② 自身が居住する住宅でお使いの対象家電製品を同じ種類の対象製品に買い換え、設置した人
※賃貸住宅等の場合…住宅の所有者から設置の同意が必要です。（同意書様式は HP に掲載）
※店舗付き住宅の場合…居住部分だけが対象です。
- ③ 省エネ家電製品について、自身も含む同じ世帯の人が、国、県、本市、その他の団体の補助金等の交付を受けていない人（令和8年5月8日～6月19日に申請された人、申請中の場合も対象外）
- ④ 市税の滞納がない人

補助金額

購入した家電の**本体価格**（税込）＋**設置工事費**（税込）の **25%**（最大5万円）
※1,000 円未満を切り捨てた額となります。
※買い換え前の家電製品の処分費用、運搬費用、諸経費などは対象外です。
※クーポンやポイント等による割引分を差し引いた額が対象となります。

条件

市内の店舗で購入した新品のもの
※インターネットや個人売買で購入したものは対象外です。

対象購入期間

令和8年11月1日（日）から令和9年1月15日（金）まで

申請期間

令和8年11月2日（月）から令和9年1月15日（金）まで
※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

提出書類・持ち物

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書（様式は HP からダウンロードもしくは、市役所でお渡します）
- ② 領収書またはレシートのコピー
- ③ 購入明細書など補助対象経費の内訳がわかる書類のコピー
- ④ カatalogなどのコピー（対象製品の省エネ基準達成率や統一省エネラベルが確認できる書類）
- ⑤ メーカーが作成した保証書のコピー
- ⑥ 買い換え前の家電製品の確認資料
【エアコン、冷蔵庫】→特定家電用機器廃棄物管理票（排出者控え）のコピー
【照明機器】→設置状況がわかる写真（印刷したもの）
- ⑦ 買い換え後の家電製品の設置状況がわかる写真（印刷したもの）
- ⑧ 請求書（様式は HP からダウンロードもしくは、市役所でお渡します）
- ⑨ 通帳のコピー、印鑑（朱肉をつけて使用するもの）



詳しくは、市ホームページ
をご確認ください。